

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

PHSの加入費用

Q：当社では、PHS（簡易型携帯電話）を購入して営業マンに持たせようと思っています。加入の際の新規加入料と契約事務手数料の税務処理について教えてください。

A：税法では、電話加入権は減価償却できない資産、これ以外の電気通信施設利用権は無形減価償却資産として償却ができます。

また、携帯電話については、一般の加入電話とは異なりますが、実質的に電話加入権と同じであることから電話加入権に準ずる権利として減価償却ができない資産となっています。

償却ができるかどうかは、投下資本を回収できるかどうかという点がポイントになっています。

ところで、PHSの場合はどうかといいますと、権利が譲渡できないことになっています。したがって、PHSの場合の新規加入料と契約事務手数料は、無形減価償却資産として償却ができます。

例えば、NTTパーソナルの場合、新規加入料4,200円、契約事務手数料3,000円（レンタルの場合も同様）がかかります。

この新規加入料及び契約事務手数料の7,200円については、電話加入権以外の電気通信施設利用権に該当することになりますので、少額減価償却資産として一括損金に算入することができます。

